

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6 TEL: 06-6209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 FAX: 06-6209-8145

☞ 中小企業向け賃上げ促進税制

Q : 中小企業向け賃上げ促進税制が本年度に改正があったそうですが、どのような制度なのですか？

A : 次のような制度です。

【解説】

中小企業向け賃上げ促進税制は、中小企業者等又は青色申告書を提出する1,000人以下の個人事業主が、給与等支給額を増加させた場合に、その増加額の一部を法人税(個人事業主は所得税)から税額控除できる制度です。控除しきれなかった金額は5年間繰越ができます。適用要件と税額控除額は、次のとおりです。

【必須要件】

雇用者給与等支給額が前年度と比べて、1.5%以上増加していること又は2.5%以上増加していること

→控除対象雇用者給与等支給増加額の15%又は30%を控除

【上乗せ要件①】

①教育訓練費の額が前年度と比べて、5%以上増加していること、②適用事業年度の教育訓練費の額が適用事業年度の雇用者給与等支給額の0.05%以上であること

→税額控除率を10%上乗せ

【上乗せ要件②】

適用事業年度中にくるみん認定、くるみんプラス認定若しくはえるぼし認定(2段階目以上)を取得したこと、又は適用事業年度終了の時に於いて、プラチナくるみん認定、プラチナくるみんプラス認定若しくはプラチナえるぼし認定を取得していること

→税額控除率を5%上乗せ

